

令和2年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年3月4日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員 企画員	芝健治
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課 企画員	宮本真里	住民生活課員 企画員	木村陽子
住民生活課 企画員	陸平志保	住民生活課員 企画員	瀬田和哉
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員 企画員	三浦誠

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 所長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀 公嗣

---

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2 号 町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 上富田町延滞金徴収条例を廃止する条例
- 日程第 12 議案第 9 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 10 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 11 号 上富田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 13 号 上富田町農業振興地域整備促進協議会条例
- 日程第 17 議案第 14 号 上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 15 号 上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 19 議案第 16 号 上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第20 議案第17号 上富田町指定管理者選定委員会条例
- 日程第21 議案第19号 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第20号 令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算  
（第2号）
- 日程第23 議案第21号 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第22号 令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算  
（第2号）
- 日程第25 議案第23号 令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第25号 令和元年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第26号 令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算  
（第2号）
- 日程第29 議案第27号 令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
（第2号）
- 日程第30 議案第28号 令和2年度上富田町一般会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第32 議案第30号 令和2年度上富田町特別会計介護保険予算
- 日程第33 議案第31号 令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第34 議案第32号 令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第35 議案第33号 令和2年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第36 議案第34号 令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第37 議案第35号 令和2年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第38 議案第36号 令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第39 議案第37号 令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第40 議案第38号 令和2年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第41 議案第39号 令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 追加日程第1 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について
- 追加日程第2 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回上富田町議会定例会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、マスク着用を認めておりますので、各自ご判断をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前 8時58分

---

再開 午前 9時14分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、本日の会議を開きます。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において9番、樫木正行君、10番、九鬼裕見子君を指名いたします。

---

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は21日間に決しました。

---

### △日程第3 諸般の報告

#### ○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

#### ○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

令和元年12月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第121条の規定により出席要求した令和2年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしく願いいたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りについては、本日3月4日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

#### ○町長（奥田 誠）

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和2年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

令和2年1月15日に、新型コロナウイルス感染者が日本国内で確認され、その後、日本各地で発生が見つかり、和歌山県でも済生会有田病院などで感染者が発生したことを受け、2月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、窓口対応職員へのマスク着用、消毒用アルコールの設置、また、ホームページやポスター、広報などでの啓発、住民からの問合せに対する田辺保健所など相談窓口の紹介、不特定多数の方が参加する町主催の行事の中止など、対策を行っています。一日でも早く終息することを願っています。

次に、去る2月16日に、第19回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が和歌山市にて開催され、応援に駆けつけました。10区間、21.1キロメートルを北山村

を除く県下29市町が参加し、順位を競いました。上富田町の選手たちは、雨が降るあいにくのコンディションの中ではありませんでしたが、本町のたすきを肩に、練習を共にしてきた仲間とともに、20位と健闘し、県庁前のゴールまで無事たすきをつなぐことができました。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします議案につきましては、条例の一部改正12件、条例の制定3件、条例の廃止2件、令和元年度一般会計・特別会計補正予算9件、令和2年度一般会計・特別会計予算12件の計38件であります。

なお、追加議案として指定管理者の指定1件と固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件1件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年の第1回定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

令和2年になりますが、厳しい財政状況に変わりなく、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、なお一層の取組を進めてまいります。

令和2年度の一般会計当初予算の編成に当たり、第4次上富田町総合計画及び上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、国の制度改正や、新規施策の動向、経済情勢を見極め、地方財政措置の動向に留意し、子ども医療費や学校給食のランニングコスト、学校施設の整備、公共施設の更新等の財源確保に向け、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、事務事業の見直し、徹底した行財政改革により、将来の財政負担の抑制を図るよう職員に指示しています。基本的には基金等を取り崩さないように予算編成を進めてきましたが、財源不足が生じたため、財政調整基金からの繰入れとして措置しています。

職員には、今後も非常に厳しい財政状況が続くことを認識させるとともに、また、議員、町民の皆さんにも財政の厳しさをご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思っています。

また、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項を十分に反映し取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員の範囲が限定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号につきましては、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改

正する条例案でございます。この条例は、町長等の給与の減額支給を定めた条例であり、副町長、教育長の減額支給期間を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号につきましては、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条に規定しています週休日の振替等を行った場合の時間外勤務手当の支給に関する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号につきましては、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、総務省から会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理改訂の通知があり、サービスの宣誓の取扱いについて柔軟な対応ができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号につきましては、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員についても同様の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号につきましては、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じたため、当該条例で引用する同法の条項番号の改正をするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号につきましては、上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例案でございます。この条例につきましては、税外収入の分担金、使用料、加入金等に係る督促手数料及び延滞金の徴収について定めるため、制定するものです。

次に、議案第8号につきましては、上富田町延滞金徴収条例を廃止する条例案でございます。この条例は、上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例の制定に伴い、本条例を廃止するものです。

次に、議案第9号、上富田町税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、町民税、固定資産税、軽自動車税等の減免申請の提出期限を納税者の利便性等を考慮し、「納期限前7日」から「納期限」までに改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、国民健康保険税の税率を改正するものであり、県の示した標準税率を基準とした税率改正となります。

次に、議案第11号につきましては、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例案でござ

ございます。この条例は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号につきましては、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、要介護（要支援）認定の申請件数の増加に対応し、審査判定業務を円滑に実施するため、また、介護保険料の減免に被保険者の状況等に応じた申請受付業務を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号につきましては、上富田町農業振興地域整備促進協議会条例案でございます。この条例は、規則において設置、運営していましたが上富田町農業振興地域整備促進協議会を新たに条例に規定するため、制定するものです。

次に、議案第14号につきましては、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、熊野高等学校の寄宿舎として共同生活できるよう、1人当たりの月額家賃を設定していましたが、共同で生活するのが難しいとの報告を受け、入居契約見直しに伴い、本条例の一部を改正するものです。

次に、議案第15号につきましては、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例案でございます。この条例は、上富田町くちくまの文化交流館として活用していましたが土地及び建物を所有者である市ノ瀬財産区に返還することに伴い、本条例を廃止するものです。

次に、議案第16号につきましては、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例につきましても、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じたため、当該条例で引用する同法の条項番号の改正をするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号につきましては、上富田町指定管理者選定委員会条例案でございます。この条例は、指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、設置する委員会について規定するため、制定するものであります。

次に、議案第19号につきましては、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回、補正前の額から8,823万3,000円を減額し、予算総額を60億1,255万3,000円と定めています。補正予算の概要は、総務費では、くちくまのコミュニティバス運行費補助金245万6,000円を減額補正、地籍調査測量委託料900万円を減額補正しています。民生費では、プレミアム付商品券交付事業で6,265万9,000円を減額補正、衛生費では、特別会計診療所事業への繰出金392万5,000円を減額補正しています。土木費では、岡地区奥草橋の橋梁補修工事請負費300万円を追加補正しています。教育費では、市ノ瀬小学校への特別支援教室設置工事請負費125万円を追加補正、各小・中学校のトイレ洋式化整備工事請負費



8, 000万円を追加補正しています。

一方、歳入については、町税や国庫支出金、県支出金、町債などを見込み措置しています。

次に、議案第20号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）から議案第27号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）までの8議案につきましては、事業費の見直しによる補正を行っています。

次に、議案第28号、令和2年度上富田町一般会計予算から議案第39号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算までの12議案につきましては、議会会期中に予算審査特別委員会を開催していただき、ご審査をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上が本定例会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては担当課長、企画員に説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、令和2年度の職員体制についてですが、まず、令和2年4月1日付で職員6名を新規採用します。職員の人事交流につきまして、現在、上富田町で受け入れている和歌山県からの派遣職員は警察本部からの派遣職員を含め2名となりますが、そのうち1名が帰任し、警察本部には、引き続き1名の派遣を要請し、令和2年度における和歌山県からの派遣職員は1名となります。また、和歌山県に派遣している町職員1名が帰任いたしますが、今回、新たに和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合へ1名の職員を派遣します。現在、和歌山県後期高齢者医療広域連合及び和歌山地方税回収機構、上大中清掃施設組合へそれぞれ1名の職員を派遣していますので、派遣職員は4名となります。

一方、令和元年度で退職予定者は3名となっています。これにより派遣している職員を除く職員数につきましては、平成31年4月1日現在では122名、令和2年4月1日現在では124名となり、職員数は2名の増加となりますが、産休及び育児休業中の職員が5名いますので、全体で不足する部署につきましては会計年度任用職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えています。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と町民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

以上で冒頭の挨拶とさせていただきます。

日程第 2 1 議案第 1 9 号～日程第 4 1 号 議案第 3 9 号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 4 議案第 1 号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例から日程第 2 0 議案第 1 7 号、上富田町指定管理者選定委員会条例及び日程第 2 1 議案第 1 9 号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 4 1 議案第 3 9 号、令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区予算の 3 8 件を一括議題といたします。なお、議案第 1 8 号につきましては欠番となっておりますので、ご報告いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

おはようございます。

私からは、議案第 1 号から議案第 6 号についてご説明申し上げます。

議案第 1 号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第 1 条で、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じているため、当該条例で引用する同法の条項番号を改正してございます。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職非常勤職員の範囲が限定されたことに伴い、特別職非常勤職員に該当しなくなる者及び新たに特別職非常勤職員として報酬を規定するため、別表第 1 を改正してございます。

2 ページをお願いいたします。

新たに、消防車両点検手当を追加。

4 ページをお願いいたします。

中段の情報公開審査会委員以下、6 委員を追加してございます。

削除する委員につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、1 2 ページをお願いいたします。

中ほどに、社会人権教育指導員。

13ページをお願いいたします。

上から4行目の社会教育指導員、児童館長、交通指導員、保健衛生業務嘱託医、青少年補導員、町誌編纂委員、保健衛生業務嘱託医（歯科医）、生涯学習指導員、教育相談員。

14ページをお願いいたします。

下から4行目の母子保健推進員を削除しています。

4ページにお戻りください。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、5ページから新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第2号をお願いいたします。

議案第2号、町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長及び副町長の給与の減額支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部改正。

町長等の給与の減額支給に関する条例の一部を次のように改正する。

副町長及び教育長の給与の減額期間について改正を行うものになります。

新旧対照表で説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

第2条第2号中、副町長の給与の減額期間を「令和4年3月分まで」を「令和2年3月分まで」に、同条第3号中、教育長の給与の減額期間を「令和3年8月分まで」を「令和2年3月分まで」に改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

1ページにお戻りください。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第3号をお願いいたします。

議案第3号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、令和2年4月1日施行となります。上富田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条に規定しております、週休日の振替等を行った場合の時間外勤務手当の支給に関する規定を追加するものになります。

勤務時間条例第4条においては、週休日に勤務することを命じた場合に、勤務日を週休日に変更することができるものと規定しております。この振替を行うことにより、振替後の1週間の勤務時間が振替前の1週間の勤務時間38時間45分を超えた場合に、超えた時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する旨の規定を追加するものになります。

また、それに伴いまして、週休日の振替等による時間外勤務時間が1か月に60時間を超えた場合の1時間当たりの支給割合について、100分の50とする規定も追加するため、本条例の一部を改正するものになります。

2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、3ページから新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第4号をお願いいたします。

議案第4号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2項、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができるものと追加するものになります。

総務省から会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂の通知があり、サービスの宣誓の取扱いについて柔軟な対応ができるよう、本条例の一部を改正す

るものになります。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第5号をお願いいたします。

議案第5号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

職員の給与等に関する条例の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員についても同様の改正を行うものになります。

第9条では、フルタイムについて、第16条と第19条については、パートタイムの会計年度任用職員について規定を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、3ページから新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第6号をお願いいたします。

議案第6号、上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町監査委員に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町監査委員に関する条例の一部改正。

上富田町監査委員に関する条例の一部を次のように改正する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じたため、当該条例で引用する同法の条項番号を改正してございます。

第3条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。この改正を行うため、本条例の一部を改正してございます。

附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料としまして、2ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大石哲雄）**

税務課長、平尾君。

**○税務課長（平尾好孝）**

それでは、私のほうからは、議案第7号、第8号、第9号、第10号についてご説明申し上げます。

議案第7号、上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例。

上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例を別紙のように制定する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例（案）。

趣旨。

第1条、この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、同条第1項の分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町の歳入に係る督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

以下、第2条では、督促手数料と延滞金の徴収について、第3条では、滞納処分について、第4条では、書類等の送達について、それぞれ本条例にまとめ、明記しております。

地方自治法第231条の3第2項において、条例で定めるところにより、督促手数料や延滞金を徴収することができるとなっております。

本条例は、次の議案第8号の延滞金徴収条例の廃止に伴い、督促手数料や延滞金を徴収するために、新たに条例を制定するものであります。さらに、町税以外の公債金についての滞納処分までの一連の事項を上富田町税の例によると、今回、精査、統一したものであります。

現状は、上富田町税の例により実施されておりますので、現状に沿った条例の精査であり、また、これにより、今後、地方税法や各法令が改正された場合であっても、上富田町税の例によることができるため、本条例を改正する必要がなくなりました。

附則に、この条例は、公布の日から施行すると定めております。

次に、議案第8号をご説明申し上げます。

議案第8号、上富田町延滞金徴収条例を廃止する条例。

上富田町延滞金徴収条例を廃止する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町延滞金徴収条例を廃止する条例（案）。

上富田町延滞金徴収条例を廃止する。

本条例は、公債金における延滞金を徴収するための条例でありましたが、延滞金の利率の表現、これは1日2,000とか、4,000とか、そういう表現になっていたんですが、そういう表現とか、この利率の経過措置の日数、これも地方税法とか国税徴収法と違いました。そういった違い、その異なっていることから、今回、本条例を廃止し、先ほどの上富田町税外収入金に係る督促等に関する条例を制定し、公債金に関する督促や延滞金等について精査するものであります。

附則第1項に、この条例は、公布の日から施行すると定めています。

また、本条例の廃止に伴い、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び上富田町道路占用料徴収条例における督促等の徴収についての引用条文として、この延滞金徴収条例を記載していましたので、今回、その改正を附則の第2項と第3項で、それぞれ定めております。

次に、議案第9号をご説明申し上げます。

議案第9号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

本条例改正は、町民税や固定資産税、軽自動車税等の減免申請の提出期限を「納期限前7日」から「納期限」までに改めるものであります。

以前は、申請後の審査または決済等に1週間の猶予をもって期限を定めていたようで

ありますが、納税通知書発送後2週間で納期限を迎えることを考えますと、納税通知書を受領後、減免の申請期限が1週間しか時間がなく、かつ、システム化した現在、7日前とする必要がありません。また、現状も、納税者の利便性を考慮し、納期限までの対応を取らせていただいておりますので、現状に合わせ、今回改正するものであります。

参考に、周辺市町を見ましても、納期限までと改正している市町がほとんどであります。

附則に、この条例は、令和2年4月1日から施行すると定めています。

2ページ以降に新旧対照表を添付していますので、お目通しください。

以上の第7号、第8号、第9号の議案につきましては、文言のそご、それと現状にそぐわない条例を精査し、また、納税者の利便性を考慮した改正でありますので、法令の内容とか、運用面等が変更になるものではありません。

それでは、次に、議案第10号をご説明申し上げます。

議案第10号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

本条例改正は、去る2月12日開催の町の国保運営協議会において、賦課割合や税率等についての諮問を行い決定したものであり、それを受けての条例改正となります。

まず、平成31年度より、応能・応益の割合を国の指針に合わせ、50対50としています。その内訳を応能割では所得割45%、資産割5%、応益割では均等割20%、平等割30%で賦課していましたが、その中で、均等割を「20%」から「22%」に引き上げ、平等割を「30%」から「28%」に引き下げております。

これは、令和9年度までに、県下で統一した賦課割合を目指していますので、段階的にその賦課割合に合わせていくための経過措置であります。割合だけで見れば、扶養親族の多い世帯は増加し、逆に、扶養家族が少ない世帯は減少する傾向にありますが、賦課割合の変更による国保税の急変を回避するため、基金を繰入れし、所得割や資産割の税率を下げておりますので、今回、全体的に保険税が下がっています。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

まず、医療費分ではありますが、第3条第1項につきましては、医療費分の所得割の税率を現行の「100分の6.4」から「100分の6.1」に改正するものであります。



第4条につきましては、医療費分の資産割の税率を現行の「100分の19.5」から「100分の18.4」に改正するものであります。

第5条につきましては、医療費分の均等割で、現行の1人当たり「1万6,000円」を「1万7,000円」に改正するものであります。

第5条の2第1号につきましては、医療費分の平等割で、現行の1世帯当たり「4万1,000円」を「3万7,000円」に改正するものであります。

以下、後期高齢者支援金分、介護給付金分の税率と、それとそれぞれの均等割と平等割の7割、5割、2割軽減についての減額する保険税額の改正であります。時間の都合上、割愛させていただきます。お目通しをよろしくお願いいたします。

2ページ、附則第1項において、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

次に、附則第2項において、適用区分を定めております。

また、3ページ以降に参考資料として新旧対照表をつけておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、4議案、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課課長、坂本君。

○住民生活課長（坂本 徹）

よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、議案第11号と第12号についてご説明させていただきます。

議案第11号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例。

上富田町印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町印鑑条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町印鑑条例の一部改正。

上富田町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町の住民基本台帳に記載されている者」を「本町が備える住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

この条例の改正の理由といたしましては、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、要項の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず1点目といたしまして、成年被後見人については、印鑑登録を受けることができないと定めておられますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法令の整備に関する法律の施行により、法定代理人が同行かつ成年被後見人本人による申請の場合、印鑑登録が可能となります。

2点目といたしましては、旧氏記載請求により住民票等へ旧氏の記載が可能となったため、住民基本台帳に旧氏の記載がされている方については、旧氏での印鑑登録が可能となったとなります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとさせていただきます。

3ページ、4ページに参考資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例。

上富田町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページお願いいたします。

上富田町介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町介護保険条例の一部改正。

上富田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

この条例の改正の趣旨についてでございますが、要介護認定の申請件数の増加に対応し、要介護認定等に係る審査判定業務を円滑に実施するため、また、介護保険料の減免に際し、被保険者の状況等に応じた申請受付業務を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

2ページに参考資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、これによりご説明いたします。

介護認定審査会、第2条中、上富田町介護認定審査会の委員の定数を「6人」とするから「7人以内」に改正。

3項、合議体を構成する委員の定数を「6人」とするから「5人以内」に改正。

保険料の減免、第10条第2項、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については「納期限前7日」までにを「納期限」までに改正。特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の「支払に係る月の前前月の15日」までを「支払日」までに改正。同項にただし書といたしまして、「ただし、申請

期日につきましては、町長が特に認める場合、その限りでない。」を追加してございます。

なお、この条例につきましては、令和2年4月1日から施行することとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、上富田町農業振興地域整備促進協議会条例。

上富田町農業振興地域整備促進協議会条例を別紙のように制定する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町農業振興地域整備促進協議会条例（案）。

条例案の趣旨、背景につきまして、これまで規則に基づいて設置、運営してまいりましたが、その所掌事項や運営の実態から、地方自治法に規定する附属機関に該当すると判断されるため、その設置の根拠を新規条例として制定するものでございます。

条文に沿ってご説明いたします。

第1条では、政令の規定による意見の聴取を行うため、本協議会を設置するとしてございます。

第2条では、所掌事務について定めてございます。

第3条では、組織について、第4条では、任期、第6条では、会議について定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第7条では、守秘義務、第8条では、委任について定めてございます。

なお、附則といたしまして、1、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

経過措置としまして、2、上富田町農業振興地域整備計画管理委員会規則の規定により置かれた委員会は、第1条の規定により置かれた協議会となるとしてございます。

3、この条例の施行の際現に規則の規定により委嘱された委員会の委員は、この条例の規定により設置された協議会の委員とみなすとしてございます。

4、この条例の施行の際現に規則の規定により定められた委員会の委員長及び副委員

長である者は、この条例の施行の日に、協議会の会長及び副会長として定められたものとみなすとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

産業建設課企画員、三浦君。

**○産業建設課企画員（三浦 誠）**

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第14号についてご説明申し上げます。

議案第14号、上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正。

上富田町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「1人あたり月額1万2,700円」を「月額3万円」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしてございます。

参考資料として、次のページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

**○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）**

私からは、議案第15号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第15号、上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

1ページをお願いいたします。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）。

上富田町くちくまの文化交流館設置及び管理に関する条例を廃止する。

本条例につきましては、令和2年3月31日をもって上富田町くちくまの文化交流館として活用してきました土地及び建物を所有者である市ノ瀬財産区に返還することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

なお、附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上下水道課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第16号をご説明申し上げます。

議案第16号、上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正。

上富田町水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

まず、改正条例案の趣旨、要点につきましてご説明いたします。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するもので、令和2年4月1日より施行することとなり、改正条例案の承認を求めるものでございます。

改正の要点としましては、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しがされまして、地方自治法第243条の2が新たに規定されました。現行法の第243条の2は第243条の2の2に繰り下げられまして、条項ずれが生じることとなります。例規整備の観点から言えば、本条例で引用する同法の条項番号を改める必要性があり、このたび所要の改正を行います。

なお、今回の改正においての本条例の実質的な内容の変更はありません。

附則におきまして、この条例は、令和2年4月1日より施行するとしております。

参考資料としまして、新旧対照表を2ページに掲載しておりますので、お目通しのほどをよろしく申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願ひいたします。

議案第17号についてご説明申し上げます。

議案第17号、上富田町指定管理者選定委員会条例。

上富田町指定管理者選定委員会条例を別紙のように制定する。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひいたします。

上富田町指定管理者選定委員会条例（案）。

条文に沿ってご説明をいたします。

第1条では、地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、上富田町指定管理者選定委員会を置くとしています。

第2条では、所掌事務について。

町長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定に関する事項を審査することとしています。

第3条では、組織及び委員について。

委員会は、委員5人以内をもって組織することとしています。2項1号では、識見を有する者、2号では、町の職員、3号では、前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者としてございます。4項では、委員の任期は、当該諮問に係る審査が終了するときまでとするとしてございます。

第4条では、委員長及び副委員長について。

委員会には委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定めるとしています。

第5条では、会議について。

委員会は、委員長が招集するという事、委員長は、会議の議長となるということ、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができないということ、議事は、出席委員の過半数で決することとしてございます。

第6条では、意見の聴取等について。

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができるとしてございます。

第7条では、委員の除斥について。

委員は、自己又は3親等以内の親族が指定管理者の指定を受けようとするときは、その委員は審査に加わることができないとしてございます。

第8条では、庶務について、第9条では、委任について定めてございます。

なお、附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

午前10時30分まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時17分

---

再開 午前10時28分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第19号につきましてご説明をいたします。

議案第19号、令和元年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

令和元年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,823万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,255万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

今回の補正は、事業費の精算や見込みを計算しまして、基本的に当初予算からの減額するものがあってございます。加えて、これまで行っておりました年度末の補正予算の専決を基本的に取りやめることとしておりますので、例年でしたら、専決補正で計上し

ておりました地方税等の歳入の増も、今回の補正で併せて編成させていただいております。

中身について説明いたします。

1 款町税では、補正前の額に今回7,900万円を追加、17億2,049万9,000円と定めております。

1 1 款地方交付税では、補正前の額に3,032万6,000円を追加。

1 3 款分担金及び負担金では、補正前の額に179万4,000円を追加。

1 4 款使用料及び手数料では、補正前の額から945万4,000円を減額。

1 5 款国庫支出金では、補正前の額から1,263万円を減額。

1 6 款県支出金では、補正前の額から2,695万3,000円を減額。

1 7 款財産収入では、補正前の額に4万9,000円を追加。

1 9 款繰入金では、補正前の額から1億7,358万2,000円を減額。

2 1 款諸収入では、補正前の額から3,878万3,000円を減額。

2 2 款町債では、補正前の額に6,200万円を追加。

以上歳入合計では、補正前の額から8,823万3,000円を減額、60億1,255万3,000円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出につきまして、1 款議会費では、補正前の額から今回343万8,000円を減額、8,540万2,000円と定めております。

2 款総務費では、補正前の額から2,090万5,000円を減額。

3 款民生費では、補正前の額から8,711万4,000円を減額。

4 款衛生費では、補正前の額から1,193万4,000円を減額。

5 款農林水産業費では、補正前の額から1,683万2,000円を減額。

6 款商工費では、補正前の額から2,323万6,000円を減額。

7 款土木費では、補正前の額に2,251万2,000円を追加。

8 款消防費では、補正前の額から237万3,000円を減額。

9 款教育費では補正前の額に6,845万9,000円を追加。

1 0 款災害復旧費では、補正前の額から110万円を減額。

1 1 款公債費では、補正前の額から1,227万2,000円を減額。

以上歳出合計では、補正前の額から8,823万3,000円を減額、60億1,255万3,000円と定めています。

次のページをお願いします。

「第2表 地方債補正」です。



追加で、学校教育施設整備事業6、200万円と定めております。

起債の方法等は、ほかの起債と変更ございません。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、このページから9ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それぞれの内訳につきまして、歳出から説明いたしますので、24ページをお願いいたします。

3歳出です。

1款議会費の1項議会費で343万8,000円の減額をいたします。

2款総務費の1項総務管理費で、次のページをお願いします、合計1,882万1,000円の減額。主なものは、9目地籍調査費の地籍調査測量委託料の減額でございます。

2項徴税費で、次のページをお願いします、合計238万8,000円を減額。

次、3項戸籍住民基本台帳費で17万6,000円を追加。

5項統計調査費で、次のページをお願いします、12万8,000円の追加。

3款民生費、1項社会福祉費で、明細のほうから主なものを申します、3目障害福祉費の20節扶助費、身体障害者（児）更生・育成等医療給付費、あるいは4目社会・児童福祉医療費、これも20節扶助費、重度心身障害者（児）医療費、その辺りの減額をしております。

次のページをお願いします。

6目消費税率引上負担軽減商品券事業、19節負担金、補助及び交付金のプレミアム付商品券事業交付金、このあたりの大きな減額がございまして、合計7,877万1,000円の減額でございます。

2項児童福祉費で、次のページをお願いします、合計834万3,000円の減額。

4款衛生費の1項保健衛生費で、次のページをお願いします、合計894万5,000円の減額。

2項清掃費で298万9,000円の減額。

5款農林水産業費の1項農業費で、次のページをお願いします、合計1,622万7,000円の減額。

2項林業費で60万5,000円の減額。

6款商工費の1項商工費で、次のページをお願いします、2,323万6,000円の減額。主なものは、その右の19節負担金、補助及び交付金の用地取得奨励金の減額でございます。

7款土木費の1項土木管理費で31万8,000円の減額。

2項道路橋梁費で、次のページをお願いします、合計71万1,000円の減額。

3項河川費で合計117万4,000円の減額。

4項都市計画費で2,480万5,000円の追加。主なものは、28節繰出金の特別会計公共下水道事業繰出金を措置するものでございます。

5項住宅費で、次のページをお願いします、9万円の減額。

8款消防費の1項消防費で合計237万3,000円の減額。

9款教育費の1項教育総務費で3万2,000円の追加。

次のページをお願いします。

2項小学校費で合計4,841万4,000円の追加。主なものは、1目学校管理費の15節工事請負費の学校トイレ整備工事請負費を措置いたしたものでございます。

3項中学校費では、内訳のほうにまいります、これも15節工事請負費の学校トイレ整備工事請負費を措置し、次のページをお願いします、金額では3,244万5,000円の追加をいたしました。

4項社会教育費で、次の次、52ページまで飛ばしてください、52ページの上の欄、合計364万2,000円を減額。

5項保健体育費で合計879万円を減額。

10款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費で55万円を減額。

次のページをお願いします。

2項公共土木施設災害復旧費で55万円を減額。

11款公債費の1項公債費で合計1,227万2,000円を減額。

次のページ、56、57ページは給与費明細でございます。お目通しをお願いいたします。

では、歳入についてご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

10ページ、2の歳入、1款町税の1項町民税で合計3,400万円の追加。

2項固定資産税で4,000万円の追加。

3項軽自動車税で500万円の追加。

11款地方交付税の1項地方交付税で3,032万6,000円の追加。

13款分担金及び負担金の1項負担金で179万4,000円の追加。

次のページをお願いします。

14款使用料及び手数料の1項使用料で40万円の追加。

2項手数料で合計985万4,000円の減額。

15款国庫支出金の1項国庫負担金で合計1,221万9,000円の減額。

次のページをお願いします。

2 項国庫補助金で、次のページをお願いします、合計 4 1 万 7, 0 0 0 円の減額。

3 項委託金で 6, 0 0 0 円の追加。

1 6 款県支出金の 1 項県負担金で合計 4 6 2 万 8, 0 0 0 円の減額。

2 項県補助金で、次のページをお願いします、各補助金の合計で 2, 2 4 5 万 3, 0 0 0 円の減額。

次のページをお願いします。

県支出金の 3 項委託金で 1 2 万 8, 0 0 0 円の追加。

1 7 款財産収入の 1 項財産運用収入で合計 2 0 3 万 9, 0 0 0 円の追加。

2 項財産売払収入で合計 1 9 9 万円の減額。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金で、次のページをお願いします、合計 1 億 7, 3 5 8 万 2, 0 0 0 円の減額。主なものといたしましては、5 目財政調整基金繰入金で 1 億 5, 0 0 0 万円余りの減額をいたしました。

ご参考までに、これ、当初予算以降、補正予算で約 2 億円ほど取り崩す予定の予算をしておりますが、そのうち 1 億 5, 0 0 0 万円を取り崩さなくて済んだのでございますが、年間を通しますと 6, 0 1 4 万円の基金の取崩しの予算をしております。

2 1 款諸収入の 2 項雑入で合計 3, 8 7 8 万 3, 0 0 0 円の減額。主なものといたしましては、4 目雑入の 2 節雑入の一番下の行、プレミアム付商品券販売収入の 4, 8 0 0 万円ほどの減を見込んだものでございます。

2 2 款町債、1 項町債で 6, 2 0 0 万円の追加。学校教育施設整備事業債、小・中学校のトイレの洋式化に伴う工事費の起債を措置するものでございます。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

住民生活課長、坂本君。

#### ○住民生活課長（坂本 巖）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第 2 0 号から議案第 2 3 号についてご説明いたします。

議案第 2 0 号、令和元年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）。

令和元年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 5 2 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 億 1, 1 8 8 万 9, 0 0 0 円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款県支出金では、補正前の額から149万6,000円を減額し13億1,644万8,000円と定めてございます。

4款財産収入では、補正前の額に2万7,000円を追加。

5款繰入金では、補正前の額に499万1,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に352万2,000円を追加し19億1,188万9,000円と定めてございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費では、補正前の額に20万1,000円を追加し4,974万5,000円と定めてございます。

2款保険給付費では、補正前の額に21万9,000円を追加。

3款国民健康保険事業費納付金では、補正額はございません。

5款保健事業費では、補正前の額に2万9,000円を追加。

6款基金積立金では、補正前の額に249万3,000円を追加。

8款諸支出金では、補正前の額に58万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に352万2,000円を追加し19億1,188万9,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2歳入です。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金で、保険者努力支援分131万2,000円を減額、特定健康診査等負担金18万4,000円を減額し、合わせて149万6,000円の減額となります。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金2万7,000円を追加。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金499万1,000円を追加。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、旅費の普通旅費で7,000円を追加。11節需用費で3万3,000円を追加、13節委託料の共同電算委託料で16万1,000円を追加すると、合わせて20万1,000円を追加してございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、5目審査支払手数料21万9,000円を追加。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分では、財源内訳の変更を行ってございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費につきましては2万9,000円の追加となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

5款、2項特定健康診査等事業費では、財源内訳の変更を行ってございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国民健康保険基金積立金におきましては249万3,000円を追加。

8款諸支出金、2項返還金、1目返還金におきましては58万円を追加してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

令和元年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ306万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,719万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款保険料、補正前の額に29万8,000円を追加し3億4,433万8,000円と定めてございます。

3款国庫支出金、補正前の額から341万円を減額。

4款支払基金交付金、補正前の額から148万1,000円を減額。

5 款県支出金、補正前の額に 2 3 6 万円を追加。

7 款繰入金、補正前の額から 1 4 3 万 6, 0 0 0 円を減額。

9 款諸収入、補正前の額に 6 0 万 5, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額から 3 0 6 万 4, 0 0 0 円を減額し 1 6 億 5, 7 1 9 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費、補正前の額から 7 0 万 4, 0 0 0 円を減額し 4, 4 5 5 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款保険給付費、補正前の額から 5 9 5 万円を減額。

4 款地域支援事業費、補正前の額に 5 8 万 5, 0 0 0 円を追加。

5 款諸支出金、補正前の額に 3 0 0 万 5, 0 0 0 円を追加。

歳出合計では、補正前の額から 3 0 6 万 4, 0 0 0 円を減額し 1 6 億 5, 7 1 9 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページをお願いいたします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2 歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料では 2 9 万 8, 0 0 0 円を追加。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では 4 3 4 万円を減額。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金では 3 5 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では 1 1 万 7, 0 0 0 円を追加。

3 目包括的支援・任意事業交付金では 2 1 万 1, 0 0 0 円を減額。

4 目介護保険事業費国庫補助金では 2 4 万円を追加。

5 目保険者機能強化推進交付金では 1 1 4 万 1, 0 0 0 円を追加。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では 1 6 0 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 目地域支援事業支援交付金では 1 2 万 6, 0 0 0 円を追加してございます。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では 2 4 0 万 7, 0 0 0 円を追加。

2 項県補助金、1 目介護予防・日常生活支援総合事業交付金では5万9,000円を追加。

2 目包括的支援・任意事業交付金では10万6,000円を減額。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では74万3,000円を減額。

2 目介護予防・日常生活支援総合事業繰入金では5万9,000円を追加。

3 目包括的支援・任意事業繰入金では10万6,000円を減額。

4 目包括的支援町単独事業繰入金では29万8,000円を追加。

6 目その他一般会計繰入金では94万4,000円を減額してございます。

9 款諸収入、1 項雑入、2 目返納金60万5,000円を追加。

12、13 ページをお願いいたします。

3 歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費におきましては46万8,000円を減額してございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費は6万4,000円を追加。

3 項介護認定調査費、1 目認定調査費につきましては30万円を減額してございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費4,000万円を減額。

2 目施設介護サービス給付費6,000万円を追加。

3 目居宅介護福祉用具購入費60万円を追加。

5 目居宅介護サービス計画給付費800万円を減額。

6 目地域密着型介護サービス給付費1,600万円を減額。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費950万円を減額。

2 目介護予防福祉用具購入費10万円を追加してございます。

16、17 ページをお願いいたします。

2 項介護予防サービス等諸費、3 目介護予防住宅改修費120万円を減額。

4 目介護予防サービス計画給付費では50万円を減額。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費では500万円を追加。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費では55万円を追加。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費では300万円を追加してございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス費では92万円を追加。

2目介護予防ケアマネジメント事業費では50万円を減額。

3目一般介護予防事業費では4万6,000円を追加。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総務管理費におきましては24万円を追加。

2目介護予防ケアマネジメント町単独事業費では5万8,000円を追加。

3目総合相談・権利擁護事業費では、財源内訳の変更を行ってございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

2項包括的支援事業・任意事業費、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では13万円を減額。

5目任意事業費におきましては2万3,000円を追加。

6目在宅医療・介護連携推進事業費におきましては、財源内訳の変更を行っております。

7目生活支援体制整備事業費では5万2,000円を減額。

8目認知症総合支援事業におきましては2万円を減額。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では10万円を減額。

2目償還金では310万5,000円を追加してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、令和元年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

令和元年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ266万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億846万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

1款保険料では、補正前の額に417万2,000円を追加し1億948万3,000円と定めてございます。



3 款繰入金では、補正前の額から 3 0 3 万 7, 0 0 0 円を減額。

5 款諸収入では、補正前の額に 1 5 3 万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に 2 6 6 万 5, 0 0 0 円を追加し 3 億 8 4 6 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費では、補正前の額から 1 5 万 8, 0 0 0 円を減額し 1, 1 8 2 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に 2 7 9 万 7, 0 0 0 円を追加。

5 款諸支出金では、補正前の額に 2 万 6, 0 0 0 円を追加。

歳出合計では、補正前の額に 2 6 6 万 5, 0 0 0 円を追加し 3 億 8 4 6 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2 歳入です。

1 款保険料、1 項後期高齢者保険料、1 目後期高齢者保険料では 4 1 7 万 2, 0 0 0 円を追加。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金では 3 0 3 万 7, 0 0 0 円の減額。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入では 1 5 3 万円を追加。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

3 歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 9 万 8, 0 0 0 円の減額。

2 項徴収費、1 目徴収費では 6 万円の減額。

2 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では 2 7 9 万 7, 0 0 0 円を追加。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金におきましては 2 万 6, 0 0 0 円を追加。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 2 3 号についてご説明いたします。

議案第 2 3 号、令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 3 号）。

令和元年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ418万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,626万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款診療収入では、補正前の額から32万9,000円を減額し673万9,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に9,000円を追加。

3款繰入金では、補正の前の額から392万5,000円を減額。

4款諸収入では、補正の前の額に6万5,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額から418万円を減額し1,626万1,000円と定めてございます。

続きまして、歳出です。

1款総務費では、補正前の額から165万円を減額し1,427万9,000円と定めてございます。

2款医業費では、補正前の額から253万円を減額。

歳出合計では、補正前の額から418万円を減額し1,626万1,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

2歳入です。

1款診療収入、1項外来収入、3目後期高齢者医療診療報酬では、補正前の額から8万7,000円を減額し320万6,000円と定めてございます。

4目公費負担診療報酬では、補正前の額に21万2,000円を追加。

5目一部負担金では、補正の前の額から6万9,000円を減額。

2項その他の診療収入、1目一般診療及び諸検査等では、補正の前の額から38万5,000円を減額。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料では 9, 0 0 0 円を追加。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金では、補正前の額から 3 9 2 万 5, 0 0 0 円を減額してございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入では、補正の前の額に 6 万 5, 0 0 0 円を追加してございます。

1 0 ページをお願いいたします。

3 歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 6 5 万円を減額してございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費 1 3 0 万円を減額してございます。

2 目医療用消耗機材費 1 5 万円を減額してございます。

3 目医薬品衛生材料費 9 3 万円を減額してございます。

4 目検査手数料 1 5 万円を減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしくお願い申し上げます。

私からは、議案第 2 4 号をご説明申し上げます。

議案第 2 4 号、令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）。

令和元年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8, 3 1 0 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2, 3 6 4 万 3, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2 款諸収入、補正前の額から 8, 3 1 0 万 3, 0 0 0 円を減額し 2 億 2, 3 6 4 万 1, 0 0 0 円。

歳入合計では、補正前の額から 8, 3 1 0 万 3, 0 0 0 円を減額し 2 億 2, 3 6 4 万

3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、補正前の額から8,310万3,000円を減額し4,353万4,000円。

歳出合計では、補正前の額から8,310万3,000円を減額し2億2,364万3,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款諸収入、1項収益事業収入及び雑入、1目宅地造成事業収入、補正前の額から1,014万8,000円を減額し2億1,554万3,000円。

2目雑入、補正前の額から7,295万5,000円を減額し809万8,000円。計としまして、補正前の額から8,310万3,000円を減額し2億2,364万1,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、1項宅地造成管理費、1目宅地造成事業費、補正前の額から2,110万3,000円を減額し949万9,000円。

2目残土処理場事業費、補正前の額から6,200万円を減額し3,403万5,000円。

計としまして、補正前の額から8,310万3,000円を減額し4,353万4,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大石哲雄）**

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

**○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）**

私からは、議案第25号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第25号、令和元年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

令和元年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万9,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ667万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

2款繰越金、1項繰越金で、補正前の額から1,000円を減額。

3款諸収入、2項貸付金元利収入で、補正前の額から60万円を追加。

歳入合計では、補正前の額から59万9,000円を追加して667万4,000円と定めております。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費で、補正前の額から59万9,000円を追加。

歳出合計も同じく、補正前の額から59万9,000円を追加して667万4,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

2款繰越金、1目繰越金で、補正前の額から1,000円を減額。

3款諸収入、1目奨学事業貸付金元利収入で、補正前の額から60万円を追加。これにつきましては、繰越償還によるものでございます。

3歳出では、1款総務費、1項総務管理費で、補正前の額から59万9,000円を追加しております。不要となりました諸経費と貸付金につきましては、今年度新規申込者が当初見込みより少なかったこと及び貸付け辞退者が2名いたことに伴う減額の上、25節積立金、奨学基金積立金に追加するものでございます。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ちょっと暫時休憩します。

---

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時12分

○議長（大石哲雄）

再開します。

上下水道課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第26号及び第27号をご説明申し上げます。

議案第26号、令和元年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）。

令和元年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ157万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,124万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に36万円を追加。

2款使用料及び手数料、補正前の額に12万4,000円を追加。

4款繰入金、補正前の額から205万7,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から157万3,000円を減額し1億9,124万1,000円と定めてございます。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額から157万3,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から157万3,000円を減額し1億9,124万1,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目農業集落排水事業負担金36万円を追加し

計137万9,000円と定めてございます。これにつきましては、新規加入負担金1件分の追加措置でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料12万4,000円を追加し、計6,222万4,000円と定めてございます。これにつきましても、滞納繰越分の収入増による追加措置でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から205万7,000円を減額し、計1億2,761万2,000円と定めてございます。

次に、3歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、2目施設維持管理費157万3,000円を減額。

計としまして、補正前の額から157万3,000円を減額し7,346万7,000円と定めてございます。光熱水費等の減額によるものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号をご説明申し上げます。

議案第27号、令和元年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

令和元年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,925万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,165万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に168万2,000円を追加。

2款使用料及び手数料、補正前の額から2,151万8,000円を減額。

3款国庫支出金、補正前の額から2,816万円を減額。

4款県支出金、補正前の額に60万3,000円を追加。

5款財産収入、補正前の額から5万3,000円を減額。

6款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に2,580万5,000円を追加。

2項基金繰入金、補正前の額から371万3,000円を減額。

9款町債、補正前の額から5,390万円を減額。

歳入合計では、補正前の額から7,925万4,000円を減額し2億2,165万円と定めてございます。

次に、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、補正前の額から7,792万2,000円を減額。

2款公債費、補正前の額から133万2,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から7,925万4,000円を減額し、計2億2,165万円と定めてございます。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債補正」の変更でございます。

今回の変更につきましては、限度額の5,970万円を580万円に変更するものです。起債の目的、利率、償還の方法については変更ございません。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

8、9ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道受益者負担金168万2,000円を追加、合計1,309万円。これにつきましては、決算見込額と当初予算額との調整による追加措置でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料2,151万8,000円を減額、計5,533万4,000円と定めてございます。これも同じく、決算見込みと当初予算との調整で減額措置となっております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金2,816万円を減額、計で984万円と定めてございます。これにつきましては、事業費の減額等に伴いまして、社会資本整備総合交付金の減額措置でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目公共下水道事業費県補助金としまして60万3,000円を追加、計301万5,000円と定めてございます。

10ページをお願いします。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金5万3,000円を減額、計7万7,000円。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金2,580万5,000円を



追加、計1億2,557万6,000円としております。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目下水道事業基金繰入金371万3,000円を減額、計366万9,000円と定めてございます。これにつきましても、事業費減額に伴う受益者負担金の減額措置でございます。

9款町債、1項町債、1目公共下水道事業債5,390万円を減額、580万円としてございます。これにつきましては、下水道布設工事見合せに係る起債借入れの減額措置となっております。

12ページをお願いいたします。

3歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費7,196万7,000円を減額、計5,576万9,000円としてございます。主なものとしましては、13ページ上段でございます、工事請負費で下水道管布設工事請負費8,940万円を工事見合せによりまして減額措置してございます。

2目施設維持管理費では595万5,000円を減額、計で4,068万6,000円としてございます。主なものとしましては、需用費の光熱水費等の399万5,000円を減額措置してございます。これにつきましては、浄化センターの運転管理の減額措置でございます。

計としまして、補正前の額から7,792万2,000円を減額し9,645万5,000円と定めてございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子133万2,000円を減額し、計3,134万5,000円としてございます。長期債利子の減額措置でございます。

計としまして、補正前の額から133万2,000円を減額し1億2,519万5,000円と定めてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

#### ○総務政策課企画員（中島正博）

私からは、議案第28号につきましてご説明をいたします。

議案第28号、令和2年度上富田町一般会計予算。

令和2年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億7,200万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入につきまして、1款町税で17億652万3,000円と定めております。

2款地方譲与税で6,466万1,000円。

3款利子割交付金で250万円。

4款配当割交付金で1,100万円。

5款株式等譲渡所得割交付金で400万円。

6款法人事業税交付金、これは新たに今年度から加わる款でございます。金額は1,000万円。

7款地方消費税交付金で3億1,000万円。

8款ゴルフ場利用税交付金で1,000万円。

9款環境性能割交付金で600万円。

10款地方特例交付金で1,670万円。

11款地方交付税で18億2,000万円。

12款交通安全対策特別交付金で150万円。

13款分担金及び負担金で1,845万5,000円。

14款使用料及び手数料で1億3,623万1,000円。

15款国庫支出金で6億5,679万2,000円。

16款県支出金で4億8,275万4,000円。

17款財産収入で4,107万8,000円。

18款寄付金で2,010万円。

19款繰入金で2億6,887万8,000円。

次のページをお願いします。

20款繰越金で1,000万円。

21款諸収入で1億4,252万8,000円。

22款町債で3億3,230万円。

歳入合計では60億7,200万円と定めております。

次のページをお願いします。5ページになります。

歳出です。

1款議会費で9,642万5,000円。

2款総務費で7億7,910万1,000円。

3款民生費で20億9,606万3,000円。

4款衛生費で7億7,134万円。

5款農林水産業費で2億3,301万9,000円。

6款商工費で6,068万8,000円。

7款土木費で3億812万6,000円。

次のページをお願いします。

8款消防費で2億2,967万9,000円。

9款教育費で8億1,400万5,000円。

10款災害復旧費で310万円。

11款公債費で6億7,045万4,000円。

12款予備費で1,000万円。

歳出合計では60億7,200万円と定めております。

次のページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」です。

都市計画マスタープラン策定事業で、令和3年度まで限度額を600万円と定めております。

次のページをお願いします。

「第3表 地方債」です。

災害援護資金で限度額を350万円と定めております。

紀南環境広域最終処分場建設事業で1億2,550万円。

道路橋梁等整備事業で640万円。

消防指令システム高度化整備事業で1,090万円。

消防施設整備事業で600万円。

臨時財政対策債で1億8,000万と定め、合計では3億3,230万円と定めております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次のページをお願いします。

9ページです。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終155ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、説明を終わります。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ここで13時30分まで昼食休憩といたします。

---

休憩 午前11時31分

---

再開 午後 1時27分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き、提案理由の説明を求めますが、その前に、議案第26号に一部説明の訂正がございますので、上下水道課長、橋本君、訂正をお願いします。

○上下水道課長（橋本秀行）

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

6ページをお願いします。

2の歳入の目で言いましたらば、農業集落排水事業負担金、補正前の額に補正額36万円を追加するという内容なんですけれども、合計のところちょっと読み間違いをしております、「137万9,000円」というところを訂正させていただきます。補正前の額に補正額36万円を追加しまして、合計「139万7,000円」といたします。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、坂本君。

○住民生活課長（坂本 徹）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第29号から議案第31号についてご説明いたします。

議案第29号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

令和2年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,882万7,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入です。

1款国民健康保険税で3億8,746万3,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料10万円。

3款国庫支出金で119万9,000円。

4款県支出金で13億1,919万4,000円。

5款財産収入で2万3,000円。

6款繰入金で2億283万8,000円。

7款繰越金で1万円。

8 款諸収入で 8 0 0 万円です。

歳入合計では 1 9 億 1, 8 8 2 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費で 4, 8 3 5 万 2, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款保険給付費で 1 2 億 9, 5 0 2 万 6, 0 0 0 円と定めてございます。

3 款国民健康保険事業費納付金で 5 億 4, 1 3 5 万 8, 0 0 0 円。

4 款共同事業拠出金で 1 万円。

5 款保健事業費で 3, 0 3 1 万 7, 0 0 0 円。

6 款基金積立金で 2 万 3, 0 0 0 円。

7 款公債費で 7 5 万円。

8 款諸支出金で 2 0 0 万円。

9 款予備費で 1 0 0 万円。

4 ページをお願いいたします。

歳出合計では 1 9 億 1, 8 8 2 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

5 ページをお願いいたします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページ、35 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

(発言する者あり)

#### ○住民生活課長(坂本 巖)

誠に恐れ入ります。

歳出のところで、4 款共同事業拠出金で「1 万円」と申し上げましたが、「1, 0 0 0 円」の誤りでございますので、訂正しておわび申し上げます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案 3 0 号についてご説明いたします。

議案第 3 0 号、令和 2 年度上富田町特別会計介護保険予算。

令和 2 年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 億 4, 6 6 8 万 5, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料3億3,307万5,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料で1,000円。

3款国庫支出金で3億8,786万5,000円。

4款支払基金交付金で4億1,520万5,000円。

5款県支出金で2億2,412万円。

6款財産収入で1,000円。

7款繰入金で2億7,710万6,000円。

8款繰越金で1万円。

9款諸収入で930万2,000円。

歳入合計では16億4,668万5,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費で4,456万9,000円と定めてございます。

2款保険給付費で14億6,477万円。

3款公債費で1,816万7,000円。

4款地域支援事業費で1億1,867万8,000円。

5款諸支出金で50万円。

6款基金積立金で1,000円。

歳出合計では16億4,668万5,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページの36ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

令和2年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,189万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円とする。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入です。

1款保険料では1億2,386万円と定めてございます。

2款使用料及び手数料1万円。

3款繰入金2億666万5,000円。

4款繰越金1万円。

5款諸収入135万3,000円。

歳入合計では3億3,189万8,000円と定めてございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1,215万6,000円と定めてございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億1,697万2,000円。



3款保健事業費257万2,000円。

4款公債費18万8,000円。

5款諸支出金1万円。

歳出合計では3億3,189万8,000円と定めてございます。

5ページをお願いいたします。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終ページ、18ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第32号をご説明申し上げます。

議案第32号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

令和2年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,814万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入、2,000円。

2 款諸収入 1 億 2, 8 1 4 万 5, 0 0 0 円。

歳入合計では 1 億 2, 8 1 4 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款宅地造成費 1 億 2, 6 6 4 万 7, 0 0 0 円。

2 款公債費 1 5 0 万円。

歳出合計では 1 億 2, 8 1 4 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 1 4 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願いいたします。

議案第 3 3 号及び議案第 3 4 号についてご説明申し上げます。

議案第 3 3 号、令和 2 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

令和 2 年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 万 8, 0 0 0 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 3 月 4 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款諸収入、1 項貸付金元利収入 2 9 万 7, 0 0 0 円。

1 款繰越金、1 項繰越金 1, 0 0 0 円。

歳入合計 2 9 万 8, 0 0 0 円と定めております。

次に、歳出でございます。

1 款公債費、1 項公債費 2 9 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計 2 9 万 8, 0 0 0 円と定めております。

次の 3 ページから 8 ページ、事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

次に、議案第34号でございます。

議案第34号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

令和2年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入120万7,000円。

歳入合計も120万7,000円と定めております。

次に、歳出でございます。

1款公債費、2項公債費120万7,000円。

歳出合計も120万7,000円と定めております。

次の3ページから8ページ、事項別明細書等につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

#### ○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第35号についてご説明申し上げます。

議案第35号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業予算。

令和2年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ646万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入1,000円。

2款繰越金、1項繰越金1,000円。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料1,000円、2項貸付金元利収入556万8,000円。

4款繰入金、1項基金繰入金89万4,000円。

歳入合計といたしまして646万5,000円と定めております。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費で646万5,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

なお、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終10ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

上下水道課長、橋本君。

**○上下水道課長（橋本秀行）**

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第36号から議案第38号をご説明申し上げます。

議案第36号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

令和2年度上富田町の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,901万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金103万7,000円。

2款使用料及び手数料、1項使用料6,365万3,000円。

3款財産収入、1項財産運用収入7,000円。

4款繰入金、1項一般会計繰入金1億2,712万2,000円。

5款町債、1項町債720万円。

歳入合計では1億9,901万9,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費8,124万5,000円。

2款公債費、1項公債費1億1,777万4,000円。

歳出合計では1億9,901万9,000円と定めてございます。

3ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為」。

これは、将来において債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めてございます。

事項につきましては、地方公営企業法適用支援事業、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額2,000万円。

4ページをお願いします。

「第3表 地方債」。

起債の目的、1、農業集落排水事業、限度額720万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどをお願いします。

次の5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終20ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

課長、第1表、歳入の使用料及び手数料のところ、ちょっと6,365万3,000円ともう一回訂正しておいて。

○上下水道課長（橋本秀行）

歳入の2款使用料及び手数料、1項使用料、金額につきましては6,365万3,000円と定めてございます。

○議長（大石哲雄）

はい。

○上下水道課長（橋本秀行）

続きまして、議案第37号をご説明申し上げます。

議案第37号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

令和2年度上富田町の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,707万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 1 4 7 万 3, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 5, 3 1 9 万 5, 0 0 0 円。

3 款財産収入、1 項財産運用収入 5 万 7, 0 0 0 円。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金 1 億 1, 4 9 5 万円。

5 款繰越金、1 項繰越金 2 0 万円。

6 款町債、1 項町債 7 2 0 万円。

歳入合計では 1 億 7, 7 0 7 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、1 項公共下水道事業費 4, 9 2 4 万 4, 0 0 0 円と定めてございます。

2 款公債費、1 項公債費 1 億 2, 7 8 3 万 1, 0 0 0 円。

歳出合計では 1 億 7, 7 0 7 万 5, 0 0 0 円と定めてございます。

3 ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」。

事項、地方公営企業法適用支援事業、期間、令和 3 年度から令和 4 年度まで、限度額 2, 0 0 0 万円。

4 ページをお願いします。

「第3表 地方債」。

起債の目的、1、公共下水道事業、限度額 7 2 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次の 5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終 2 2 ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 3 8 号をご説明いたします。

議案第 3 8 号、令和 2 年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、令和 2 年度上富田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数 7, 0 0 0 戸。2、年間総配水量 6 7 1 万 6, 0 0 0 立方メートル。3、

1日平均配水量1万8,400立方メートル。4、主要な建設改良事業の概要、配水設備改良事業費1億5,112万円。

2ページをお願いします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益5億3,923万5,000円。内訳としまして、第1項営業収益4億8,003万6,000円、第2項営業外収益5,919万8,000円、第3項特別利益1,000円。

支出でございます。

第1款水道事業費用5億3,682万6,000円。内訳としまして、第1項営業費用4億9,039万3,000円、第2項営業外費用4,343万2,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費300万円。

3ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,014万3,000円は、損益勘定留保資金1億680万7,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,333万6,000円で補填するものとする。

収入。

資本的収入1億5,430万円。内訳としまして、第1項工事負担金400万円、第2項他会計負担金30万円、第3項企業債1億5,000万円。

支出でございます。

第2款資本的支出2億7,444万3,000円。内訳としまして、第1項建設改良費1億5,112万円、第2項企業債償還金1億2,312万3,000円、第3項有形固定資産20万円。

4ページをお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、岩田地区配水管布設替工事費、限度額1億5,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどをお願いいたします。

一時借入金。



第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

5ページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費5,858万8,000円。

たな卸資産購入限度額。

第9条、たな卸資産の購入限度額は、1,500万円と定める。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

なお、次の6ページから最終37ページにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、十河君。

（「議長、ちょっと待ってください」の声あり）

○議長（大石哲雄）

何や。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 2時01分

---

再開 午後 2時02分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

上下水道課長、橋本君。

○上下水道課長（橋本秀行）

よろしくお願いいたします。

一部訂正事項がありまして、6ページの5項目から7項目につきましての年度の元号が誤りまして、「平成元年度」が3つ続いておりますので、「令和元年度」と訂正いたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号につきまして説明させていただきます。

議案第39号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

令和2年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ643万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月4日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入442万8,000円と定めてございます。

2款繰越金、1項繰越金1万円。

3款繰入金、1項基金繰入金200万円。

歳入合計を643万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款委員会費、1項委員会費108万2,000円。

2款総務費、1項総務管理費535万6,000円。

歳出合計を643万8,000円と定めてございます。

次の3ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終10ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第30 議案第28号、令和2年度上富田町一般会計予算の件から、日程第41 議案第39号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区予算の件までの12件につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、11人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いをいたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第39号については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いします。暫時休憩します。第1委員会室まで移動願います。

---

休憩 午後 2時06分

---

再開 午後 2時25分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に、8番、松井孝恵君、副委員長に、3番、家根谷美智子君が就任されました。委員長はじめ委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いを申し上げます。暫時休憩をいたします。

---

休憩 午後 2時26分

---

再開 午後 3時02分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

お手元に配付しております議事日程について、日程に追加し、追加日程第1、第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決しました。

---

△追加日程第1 議案第40号

○議長（大石哲雄）

追加日程第1 議案第40号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしく願いいたします。

議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道の駅くちくまの。
  - 2、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町生馬1474番地の1、株式会社くちくまの、代表取締役、湯川建一。
  - 3、指定の期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしてございます。
- 提案理由、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により選定した株式会社くちくまのを道の駅くちくまのの指定管理者に指定するものでございます。

当該事業者の設立年月日は、令和2年2月27日です。当初、当該事業者は令和2年3月2日に設立されると聞いておりましたが、当初の予定よりも早く登記が完了しました。当初の説明と異なりましたことを深くおわび申し上げます。

なお、新たに法人が設立された後、昨日、当法人の代表取締役1人と取締役1人の計

2人から、上富田町公の施設の管理者指定申請書が提出され、町長と副町長立会いの下で、再確認のためヒアリングを行いました。

さて、当該事業者の概要についてご説明いたします。

会社の事業目的は、飲食店の経営、菓子・食料品・土産物・その他日用品の販売と、それに附帯または関連する一切の事業としております。

発起人は、現在、道の駅くちくまのの指定管理者である上富田町商工会と営業施設委託契約を締結しております株式会社かどやの代表取締役である湯川建一氏とその子息、息子さんの湯川則伸氏のお二人で24株、その他上富田町内でご商売されている経営者の方々15人で26株、発起人合計17人、50株となります。つまり、1株は1万円となりますので、資本金は50万円となります。

取締役は湯川建一氏、湯川則伸氏、長井保夫氏、岩崎央氏、榎本智信氏の計5人で、代表取締役が湯川建一氏となります。

道の駅くちくまのの現在の指定管理者は上富田町商工会ですが、令和2年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。また、上富田町商工会が株式会社かどやに指定管理者が行う業務の大半を委託していることに対するご指摘をいただきました。

したがって、現在の指定管理期間満了後は、公募により事業者を募集することと、指定管理者における主たる業務を第三者に委託させないということを目指して、先進地に出向いて教示いただくなど、様々な研究を重ねてきました。

以上のことから、公募を行うには、外部有識者が中心となる選定委員会を設置すること、指定管理者制度の運用指針はもとよりモニタリング手引を作成すること、そして公募期間には最低2か月程度の一定の募集期間を要すること、また、仮に指定管理者が上富田町商工会から別の事業者に変更となった場合では、新たな事業者はそれに向けた準備や事前の事業者からの引継ぎ、双方の引っ越しなどを考慮して、最低でも3か月は要するのではないかと考えられ、少なく見積もっても、全般にわたって1年間の期間を要するものと考えられます。

以上のことを勘案すると、令和2年4月からは、新たな制度に基づく道の駅くちくまのの運営は極めて困難であるという認識に達しました。

最も想定される最悪の事態としまして、新たな指定管理者が決定するまでの間、道の駅を数か月ないし1年間を閉めるということは避けなければならないことから、暫定的な期間について、指定管理をしていただく必要があるものと考えます。そして、現状の上富田町商工会が株式会社かどやに業務の大半を委託しているという状態のままで、更新させることはならないという認識もございます。

以上のことを踏まえて、昨年7月以降、現在の指定管理者である上富田町商工会と話

合いを重ねてきたところ、今後、道の駅くちくまのの運営から上富田町商工会は撤退して、新たなまちづくり会社を設置することで、令和2年度の1年間をお任せするということとなりました。

以上、何とぞご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

---

#### △追加日程第2 議案第41号

##### ○議長（大石哲雄）

追加日程第2 議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

##### ○町長（奥田 誠）

議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記。

住所、上富田町下鮎川464番地。

氏名、廣井哲也。

生年月日、昭和28年9月29日。

令和2年3月4日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明を申し上げます。

廣井哲也氏につきましては、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として務めていただきたく、議会の同意を求めるものであります。

廣井氏は、同委員として1期3年間の経験と元役場職員として、在職中は、税務課、総務政策課等の職務を歴任しています。固定資産評価につきましても十分な知識と認識があり、適任であると考えますので、同意方よろしくをお願いを申し上げます。委員の任期は3年で、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

#### △延 会

##### ○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月11日午前9時となっておりますので、ご参集を願います。

3時20分から全員協議会を開催いたします。第1委員会室です。

ありがとうございました。

延会 午後3時11分